美深町立仁宇布小中学校

いじめ防止基本方針(令和８年度)

令和８年４月１日改訂

1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

「いじめは、決して許されない行為」である。また「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」という危機意識を常にもつことが重要である。

こうした基本認識に立ち、本校では次の基本姿勢のもと全教職員が一致協力して、いじめのない「子どもが生き生きと活動する学校」づくりに最大限努力する。

・児童生徒、教職員の人権感覚を高める。
・児童生徒同士、児童生徒と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築く。
・学校、学級内にいじめを絶対に許さない雰囲気づくりをする。
・いじめの未然防止や早期発見、事後の経過観察に努め、適切な指導を行い、いじめ問題を解決する。

【いじめの定義】
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・いじめの内容
具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

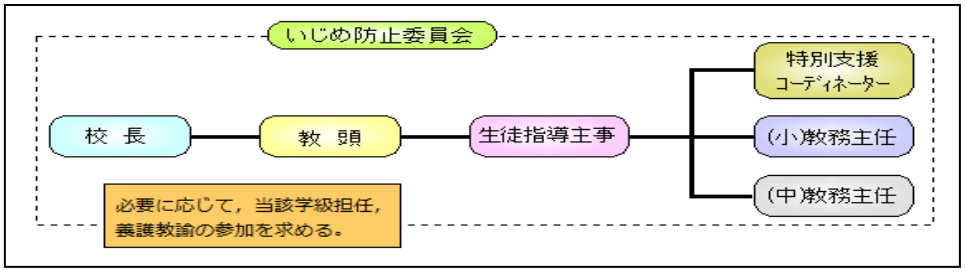
○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○仲間はずれ、集団による無視をされる。
○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○金品をたかられる。
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　など

2　いじめ問題対策の基本的な考え方

(1) 上記の「いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者、地域で共有し、関係機関の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
(2) 校長をリーダーとする、いじめ問題対策の中核を担う組織を校内に設置し、実効性のある取組を推進する。
(3) 児童生徒の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

3 「いじめ防止委員会」の機能と組織

(1) 既設の「いじめ防止委員会（兼子ども支援委員会）」をいじめ防止対策を実効的に行う組織とする。
(2) 校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集する。
①校長は、いじめ問題対策の基本的な方向を示し、取組内容を決定する。
②教頭は、校長の方針に基づき生徒指導主事、及び構成員に必要な指示、並びに指導助言を行う。
③生徒指導主事は、対策推進のための実務的な連絡調整を行う。



4 「いじめ防止委員会」の責務

(1) いじめ防止基本方針の策定と公開
(2) いじめ根絶に係る児童生徒の自治活動の推進
(3) 児童生徒の思いやりの心など豊かな心の育成
(4) 児童生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成
(5) 対人関係におけるトラブルや問題を自ら解決しようとする力の育成
(6) 児童生徒の情報モラルの育成
(7) ネット・トラブルの対応
(8) いじめの早期発見・早期解消
(9) いじめの再発防止
(10) 関係機関との連携
(11) 保護者等への適切な情報提供
(12) いじめの問題及び児童生徒理解に係る教職員の研修の企画と運営
(13) いじめ問題対策に係る学校評価の推進
(14) その他、いじめ防止に関すること

5 具体的な取組内容（「年間計画」参照）

(1) 未然防止の取組
①いじめに関する一斉学習の実施（学級活動、道徳科）
②児生会の主体性を生かした生活向上の取組、及び朝会（全校集会）の実施
③参観日における道徳の授業公開
④ホームページによる「いじめ防止基本方針」の公開
⑤いじめの問題に関する校内研修の実施（生徒理解研修）
⑥地域行事への参加
(2) 早期発見・早期解消の取組
①「生徒理解支援ツール･【ほっと】」を活用した児童生徒理解（年３回）
②相談窓口の紹介 （「主な相談機関」参照）
③いじめアンケート等の結果を活用した教育相談の実施
④個人懇談、保護者懇談等、保護者との緊密な連携
⑤小・中学校部会での情報交換、情報共有
⑥すき間のない指導体制（ふれ合い巡視、校外巡視）
⑦ネットパトロールの実施
⑧関係機関、地域住民等からの情報収集
⑨「いじめ防止委員会」における対策の検討
⑩スクールカウンセラーによる個人面談（カウンセリング）の実施
⑪いじめ問題への取組ﾁｪｯｸｼｰﾄの活用

6 いじめ発生時の対応（「いじめ発生時対応の流れ」参照）

(1) いじめの把握
①いじめアンケート調査による把握
②いじめを受けた本人（または保護者）からの訴え
③周囲の児童生徒からの情報
④教職員の観察による発見
⑤関係機関、地域住民等からの通報
⑥その他

(2) 初期対応
①いじめの発見者（把握者）から教職員への情報提供
②学級担任等による関係児童生徒への事実確認及び指導
③「いじめ防止委員会」への報告
(3) いじめの報告
①いじめの発見者（把握者）から生徒指導主事へ報告
②生徒指導主事から部会長、学級担任等へ調査の指示
③生徒指導主事から教頭へ報告（必要に応じ指示）
④教頭から校長へ報告
⑤校長から教頭へ必要な指示
⑥教頭から生徒指導主事へ必要な指示
⑦校長による「いじめ防止委員会」の招集
(4) 「いじめ防止委員会」の招集
①事実関係の解明
②指導方針の確認
③個別指導の検討
④役割分担の協議
⑤対応チームの編成
⑥関係機関との連携
⑦全教職員による共通理解の形成
(5) いじめの解消
①いじめを受けた児童生徒への対応
②いじめを行った児童生徒への対応
③周囲の児童生徒への対応
④保護者(被害者側･加害者側)への対応
⑤教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
⑥関係機関への相談（児童相談所、スクールソーシャルワーカー、各種相談室等）

いじめが「解消している」状態とは、次の２つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること
・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
・期間は少なくとも３か月を目安。
・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
・学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

ただし、「解消」の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、いじめ防止委員会を活用し集団で判断する。

(6) 再発防止に向けた取組（「いじめ防止委員会」において検討）
①原因の詳細な分析
②学校体制の改善・充実
③教育内容及び方法の改善・充実
④家庭、地域との連携強化

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

> ア　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
> イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の把握（重大事態か否かの判断は、法や国の基本方針等を参考にする）

①重大事故・事案の発生
②本人及びその保護者からの申し立て
③教育委員会、警察等関係機関からの通報
④その他

(3) 重大事態の調査

①「いじめ防止委員会」の緊急招集、調査の実施
②事実の整理、校長への報告

(4) 重大事態の報告、通報

①教育委員会への報告、早期対応チーム派遣等支援の要請
②犯罪行為が認められる場合等は、警察への通報、支援の要請

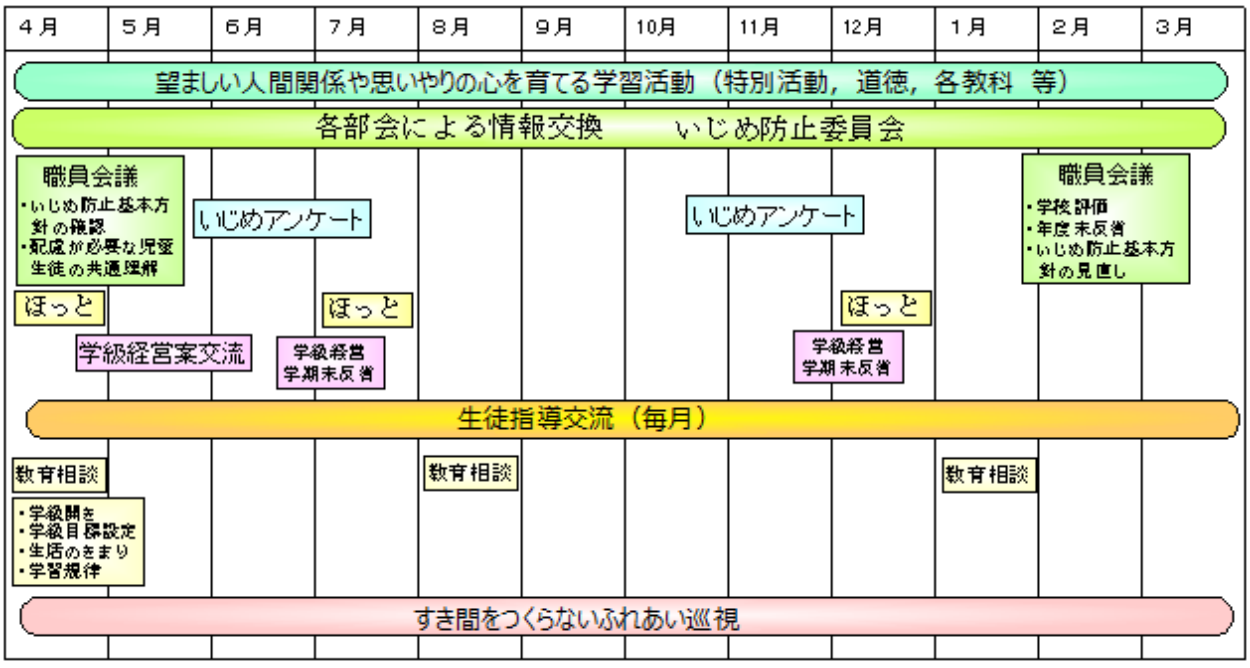
(5) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）

①校内調査委員の選定
②校外の専門家への協力依頼（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、美深警察署　等）
③「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣要請
④加害者への教育的措置の検討
⑤被害者の救済措置の検討
⑥調査及び対応結果の教育委員会への報告

(6) 措置の実施

①教育委員会の指示に基づく措置の実施
②詳細な時系列記録の逐次作成

7 いじめ防止の対策にかかわる年間計画



いじめ発生時対応の流れ

いじめの把握

〇いじめアンケート調査による把握
〇教職員の観察による発見
〇関係機関、地域住民等からの通報
〇いじめを受けた本人(又は保護者)からの訴え
〇周囲の児童生徒からの情報
〇その他

初期対応

〇発見者（把握者）
↓情報提供
〇小・中部会長，学級担任等
↓事実確認，指導
〇関係児童生徒への事実確認及び指導
↓情報提供
〇いじめ防止委員会

いじめの報告

〇発見者（把握者）
↓報告
〇生徒指導主事
↓報告　↑指示
〇教　　頭
↓報告　↑指示
〇校　　長
↓招集
〇いじめ防止委員会

いじめの解消

〇いじめを受けた児童生徒への対応
〇いじめを行った児童生徒への対応
〇周囲の児童生徒への対応
〇保護者への対応
〇教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
〇関係機関への相談（児童相談所、スクールソーシャルワーカー、各種相談室など）

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周りにいる児童生徒
校内	・徹底して守り通す。 ・関係機関等と連携を図り最善の手立てにより早期解消を図る。 ・心のケアに努め、自尊感情を高める。 ・安全確保のための巡視体制を強化する。 ・対人関係におけるトラブルや問題を自ら解決しようとする力を育む。	・他人の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解させるとともに、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成する。 ・いじめは人として絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ・不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。	・自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ・いじめの傍観、はやし立て行為も許されないことに気付かせる。 ・みんなの力でいじめをなくし、よりよい生活をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	・いじめ発生に対する事実経過を説明する。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。	・事実経過の説明と家庭における指導を要請する。 ・いじめられている児童生徒及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。	・個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮のもと、学級懇談会等で事実経過について説明する。

いじめ防止委員会における再発防止の取組内容

〇原因の詳細な分析
・事実の整理、指導方針の再確認、外部専門家チームによる助言
〇学校体制の改善・充実
・校内の生徒指導体制の点検、改善
・教育相談体制の強化
・校内研修の充実（生徒指導交流、事例研究など）
〇教育内容及び方法の改善・充実
・部会、学級経営の見直し（心の居場所作り、人間関係づくり、信頼関係の醸成）
・豊かな心を育てる指導の充実（学級活動、道徳科、集団活動、体験活動など）
・授業改善（わかりやすい授業、自己有用感を感得させる指導
〇家庭、地域との連携強化と積極的な情報提供（教育方針、教育活動の公開など）
・開かれた教育課程及び学校評価の推進
・保護者懇談会等の実施
・ＰＴＡ活動の活性化
・ＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加

主な相談機関

いじめを相談できる窓口

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞

０１２０－３８８２－５６

＜受付時間＞

毎日２４時間

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞

０１２０－００７－１１０

＜受付時間＞

平日　８：３０～１７：１５

◆少年サポートセンター「少年相談１１０番」（北海道警察）

＜電話番号＞

０１２０－６７７－１１０

＜受付時間＞

平日　８：４５～１７：３０

◆こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センター）

＜電話番号＞

０５７０－０６４－５５６

＜受付時間＞

平日　９：００～２１：００　　土日祝　１０：００～１６：００